

みんなで支え合う市民活動の実現に向けて

**『基本条例第 25 条及び第 26 条に基づく
基金及び市民活動支援制度について』**

答 申 書

平成 20 年 5 月
野洲市まちづくり基本条例推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	市民活動の現状と課題	2
3	課題解決のために必要な支援	3
	(1) 人材育成、情報交流、連携づくりへの支援	3
	(2) みんなで認め合い育てる市民活動支援	3
4	みんなで支え合う市民活動 ~ 市民活動支援基金の設置 ~	5
	(1) 基金の概要	5
	(2) 基金条例の骨子	5
	(3) 寄附行為	6
5	みんなで認め合い育てる市民活動 ~ 市民活動評価制度 ~	7
6	制度実現のために留意すべきこと	10
	関係資料	11
	市民活動団体ヒアリング結果	
	野洲市まちづくり基本条例推進委員会 検討経過 (検討課題・テーマ 会議要録)	
	野洲市まちづくり基本条例推進委員会 委員名簿	

1 はじめに

私たちの野洲市まちづくり基本条例は、市民一人ひとりが「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」ことを基本にして、自らの知恵や力を発揮し、多彩な市民活動をまちづくりに生かしていこうとすることがその本旨です。

野洲市内では、多くの市民活動団体が、地域の課題解決やよりよい市民生活の実現をめざして、人のため、まちのために、主体的な活動を展開し、まちづくりの原動力となっています。

こうした多彩な市民活動をみんなで支え合うために、寄附金による市民活動を支援する制度を確立します。

寄附金による市民活動支援制度は、まちづくりのために知恵と力を発揮されている市民活動に対して、主体的な意志に基づく寄附金によって、市民活動をみんなで支え合い、積極的に推進していこうとするものです。

委員会では、制度設計に際して、まず市民活動の現状と課題を見つめ、市民活動を推進するために活動団体が求めている支援は何かを検討することで、制度全体のイメージをつくりあげ、提言としてとりまとめたものです。

根拠規定（野洲市まちづくり基本条例）

（市民活動の促進）第25条

市は、市民活動を促進するため、必要な措置を講ずる。

（基金の設置）第26条

市長は、市民活動の支援に要する資金を積み立てるため、基金を設置する。

基金は、前項の目的に沿った市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を積み立てる。

（定義）第2条

「市民活動」… 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいう。

「まちづくり」… 公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、よりよいまちをつくっていくことをいう。

2 市民活動の現状と課題

本市のまちづくりの手法は「協働」です。協働のまちづくりは、自助・共助・公助を基本姿勢とし、その原動力は、市民自らの意志で主体的に行なわれる市民活動にあります。

本市の市民活動は、ボランティアグループからソーシャルビジネス(社会的課題をビジネスの手法を確保し自ら解決しようとする活動)を展開するNPO法人など多様な形、多彩な分野において、新たな公的サービスの担い手として多くの活動の実態(図1「市民活動団体分野別一覧」)があります。

また、それぞれの活動に際しては、抱える課題も多く、活動資金の不足をはじめ、後継者の育成や会員拡大、広報PR、活動場所など、「人・もの・資金・情報」に大別され、それぞれの課題が複合的なものとなっています。(図2 活動上の課題/市民活動団体アンケート調査結果)

図1 市民活動団体分野別一覧

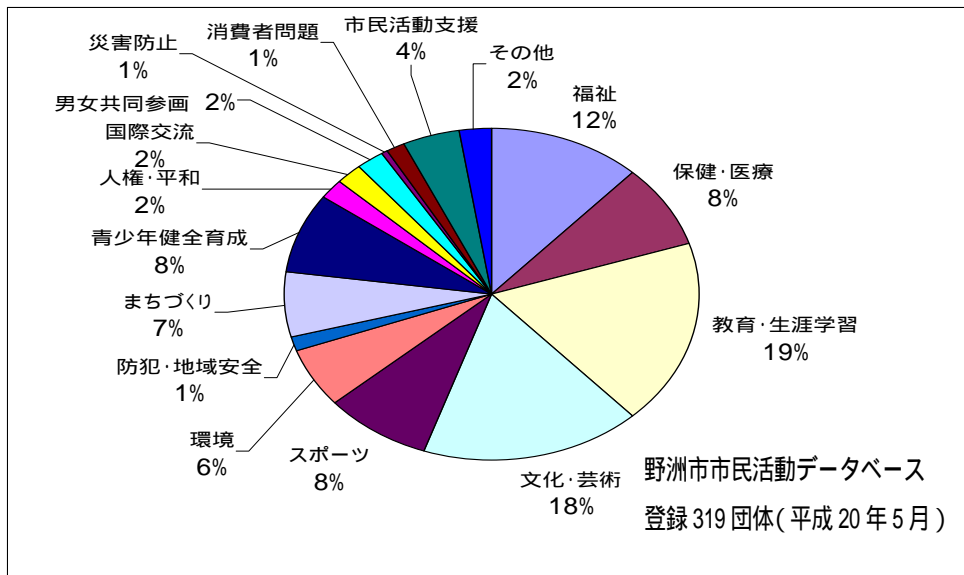
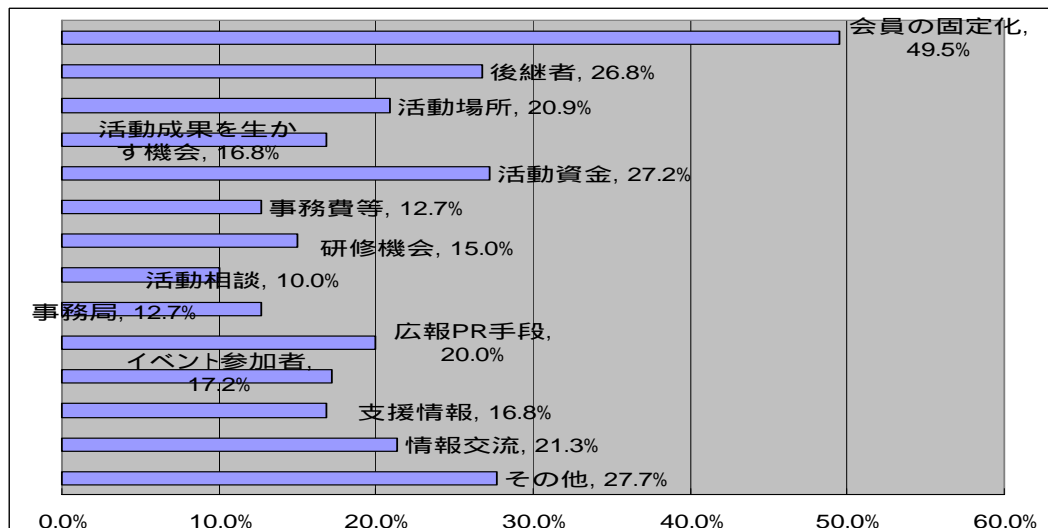


図2 活動上の課題/市民活動団体アンケート調査結果(平成 17 年)



3 課題解決のために必要な支援

「人・もの・資金・情報」といった市民活動団体の課題について、団体ヒアリングを実施（関係資料「市民活動団体ヒアリング結果」）したところ、その根底には「市民活動の存在と成果を多くの市民に知ってもらうこと、と同時により多くの市民の参加を求めたい」といった願いが多くありました。

そのために、新たな公共の担い手となる市民活動の社会的位置付けを明確にして、市民みんなで認め合うことが大切であり、必要な手段として、多面的な活動支援を漸次構築していくことを提言します。

(1) 人材育成、情報交流、連携づくりへの支援

市民活動団体が望む支援は、資金面だけでなく、人材育成、情報交流や相互の連携づくりなども多く求められ、まちづくり協働推進センターを起点とした一層の推進が必要です。

まちづくり情報の共有

まちづくり協働推進センターでは、市民活動団体の活動情報、事業者が推進するCSR情報（社会貢献活動情報）、行政のイベント、助成情報など、市民・事業者・行政からのまちづくり情報を集約し、活動に必要なリアルタイムの情報を発信する情報交流の拠点として、情報の共有化を一層推進していくことが望まれます。

市民活動団体のサポート

市民活動の相談機能を充実し、活動広報のPR、民間助成金情報の提供のほか、助成申請手続等のバックアップ支援など、ケースに応じた対応が求められます。

さらに、知恵と力を生かしたい人が市民活動に参加するきっかけづくり、活動者を育てるための人材育成など、まちづくりの原点である人づくりを積極的に推進していくことが必要です。

また、市民活動団体間の連携を深めることで、それぞれのミッションに相乗効果を生むことから、団体や事業者など多様な主体を有機的につなぐことで協働のまちづくりを推進します。

(2) みんなで認め合い育てる市民活動支援

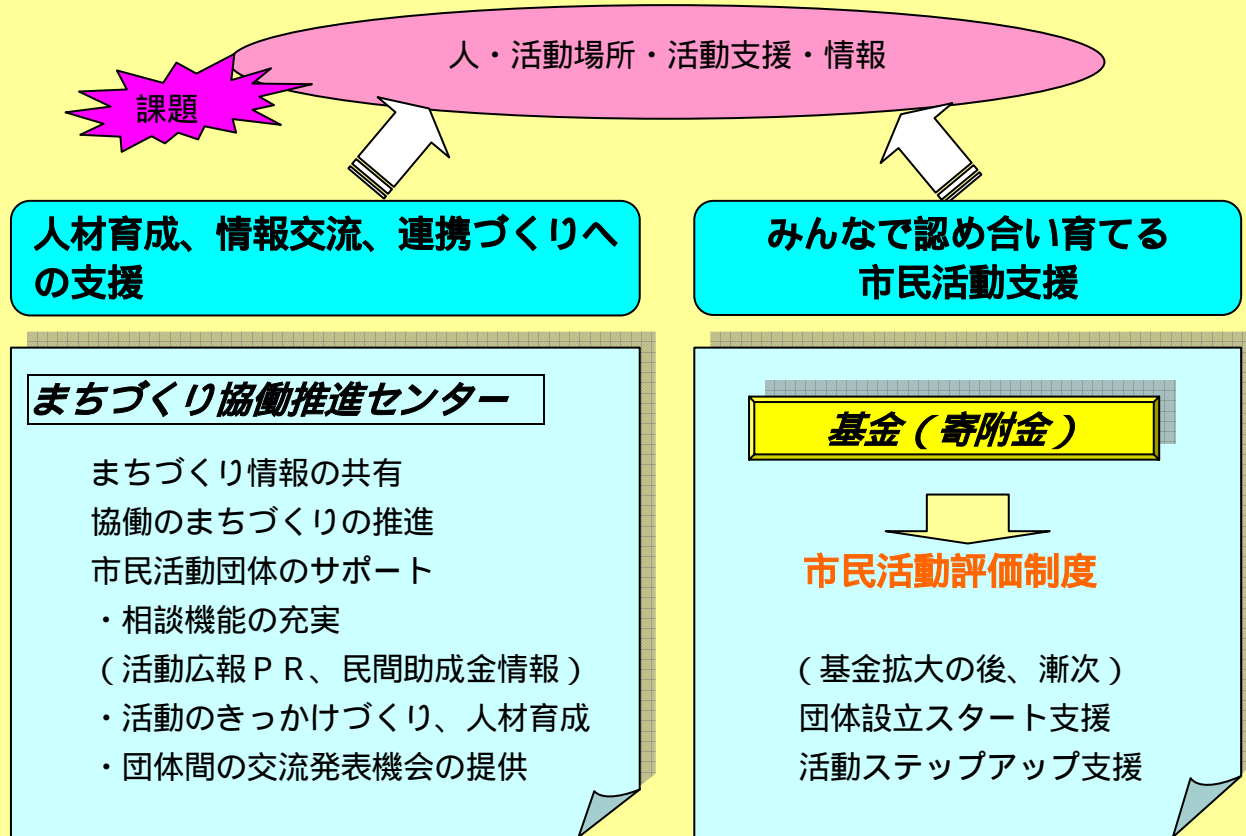
市民活動をみんなで認め、みんなで育てるために、まずは、各種広報媒体（市広報紙・HP、まちづくり協働推進センター機関紙、自治会回覧など）を活用し、市民活動の活動情報を多くの市民に知らせることが大きな支援となるとともに、市民活動支援制度を確立するためには、活動情報の共有化が不可欠です。

基金（寄附金）を原資とする市民活動の支援は、「団体設立のためのスタート支援」や「活動のステップアップのための支援」なども考えられますが、まず、現在活動されている多彩

な市民活動を多くの市民に知っていただき、市民活動の実績とその成果をみんなが認め合える『**市民活動評価制度**』を提言します。

みんなが活動の成果を認め合うことによって、今後、基金規模の拡大も期待でき、「スタート支援」や「活動ステップアップ支援」などの具体的な支援メニューを追加していくことなど、制度の拡大を図りながらみんなが育てていくものとします。

課題解決のために必要な支援



4 みんなで支え合う市民活動 ～市民活動支援基金の設置～

(1) 基金の概要

市民活動を支援するために設置する基金であることから、その名称を「野洲市市民活動支援基金」とすることを提言します。

また、基本条例の規定に基づいて、市民活動の支援のために市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を原資とすることを基本とするものの、基金を充実させるためには市の一般財源からの上乗せを行なうことも検討が必要です。

(2) 市民活動支援基金条例の骨子

地方自治法に基づき設置する基金条例は、基金の管理及び処分に関して、必要な事項を定めるもので、他の基金条例のとおり次の規定のとおりその骨格とします。

(管理)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理する。また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の収益処理)

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れる。

(繰替運用)

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(取崩し)

基金は、基本条例第 26 条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、取り崩すことができる。

(市民活動の支援)

市長は、取り崩された基金の額を財源として、予算の範囲内で、市民活動に対して支援することができる。

(3) 寄附行為

(1) 税制上の優遇措置

寄附に際しては、税制上の優遇措置（ふるさと納税制度による寄附制度の改正【寄付税制として税額控除方式とすること】）と併せて周知していく必要があります。

(2) 寄附の方法

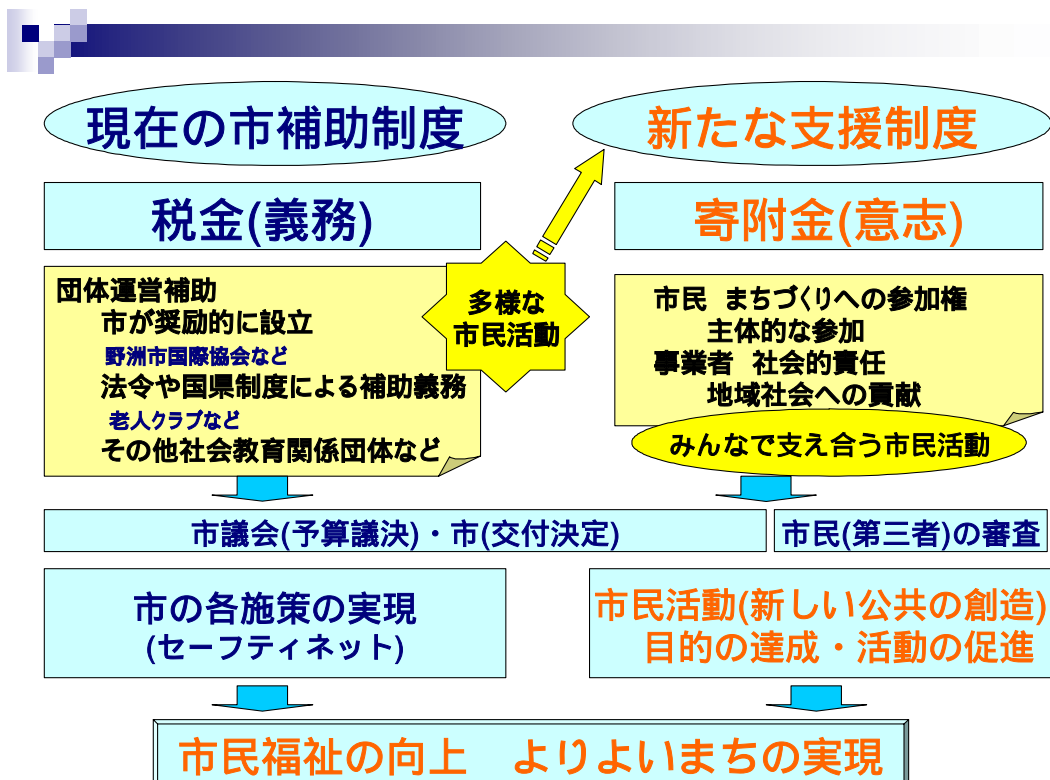
多くの市民が寄附することで市民活動の広がりが生まれるものであり、小口であっても身近な場所や簡易な方法で寄附できるよう配慮が必要です。

(3) 寄附者のメリット

基金は、市民のまちづくりへの主体的な参加の受け皿となるもので、寄附者にとって市民活動の発展に貢献でき、そのことが市民の利益につながり、いずれは自らも恩恵を受けることも期待されます。

また、寄附いただいた方の意向により、市の広報紙・HPで氏名（事業者名）や寄附金額を公表することなど、特に事業者によるPR機会を設定する必要があります。

【既存補助金と寄附金を原資とする新たな支援制度】



5 みんなで認め合い育てる市民活動 ～市民活動評価制度～

(1) 目的

市民活動の実績とその成果をみんなが認め合い、市民活動への参加を促進するとともに、協働のまちづくりを推進し、市民福祉の向上を図ります。

(2) 対象となる活動

支援対象

支援する対象は、会員相互の学び合いのみの活動ではなく、野洲を舞台に、人のため、まちのために行なわれる主体的な市民活動として、多くの人が客観的に認める活動を対象とします。

活動分野

野洲市市民活動データベースのカテゴリーに整理されるとおり以下の多様な活動分野による市民活動があります。

福祉/保健・医療/教育・生涯学習/スポーツ/環境/防犯・地域安全/まちづくり/青少年健全育成/人権・平和/国際交流/男女共同参画/災害防止/消費者問題/市民活動支援/その他

(3) 申請に基づくエントリー

支援対象となる市民活動を実践する団体(代表者)からの申請によりエントリーします。

申請に際しては、これまでの活動実績とその成果を説明することは必要ですが、手続きには極力労力を要しない簡易さが求められます。

(4) 認め合うための基準

次の賞(基準例)を授与し、その成果をみんなで称えます。また、申請のあった活動実績や効果等を一般公開することにより活動のPRにもつなげるとともに、評価の客観性を高めることが求められます。

(仮称)ほほえみ大賞

- ・活動により市民から感謝され、他の模範となる継続的な活動

(仮称)ときめき大賞

- ・他には見られないキラリと光る活動で、今後に期待できる活動

(その他)

- ・基金の状況により寄附いただいた企業などによる冠スポンサー表彰の設定も検討。

(5) 活動奨励金の交付

受賞者には、市長から賞状を交付し、「基金」から「活動奨励金」を交付します。

(6) 期待できる効果

市民活動団体や活動を実践する人

活動実績が評価されることで今後の活動への一層の励みとなります。また、活動が広くPRされることにより、他者の活動も知る機会となり、活動のノウハウが共有できます。

市民活動は、活動自体がやりがいであり、活動する人の生きがいであるとともに、活動の成果によって、達成感とともに充実感が得られるものであり、多くの人々が活動を認知することで一層の市民活動の促進につながります。

一般市民

市民活動の存在とその成果である地域社会への貢献度に気づく機会となり、活動を始めるきっかけになります。

寄附いただいた方

市民活動の発展に貢献でき、そのことが市民の利益につながり、いずれは自らも恩恵を受けることも期待できます。

(7) 仮称・市民活動評価選考会の設置

概要

市民活動をみんなで支え合うということが制度の趣旨であり、その選考に際しては市民参加が必要です。そのために、エントリーのあった市民活動の一次審査として、簡易な投票などにより市民等が選考に参加できること、さらには、より透明性の高い客観的な判断基準を設けたうえで、二次審査として設置する(仮称)市民活動評価選考会による審査を経て決定していく制度とします。

公開プレゼンテーションの実施

選考に際しては、公開プレゼンテーションの実施など、エントリーのあった団体から直接その実績と成果を多くの市民にアピールする機会を設けることが必要です。

さらに、市民、市民活動団体及び事業者の交流機会を設定することにより、新たな協働のきっかけとしていくことも可能です。

審査基準

各賞の基準に応じて、公益性や発展性など、客観的な観点からその効果性や適格性を総合的に審査する基準を設定します。

【審査基準例】

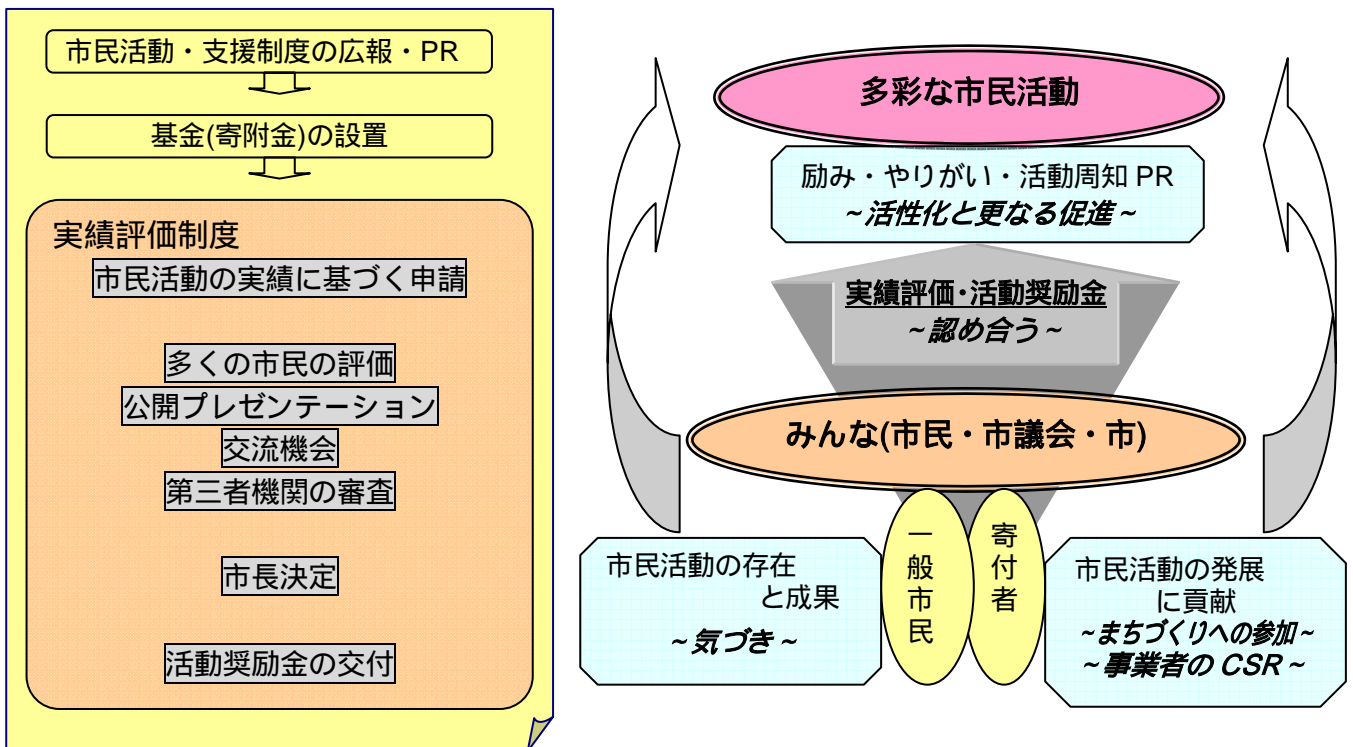
公益性	客観的な公益性を有すること。
市民満足度	広く市民の共感が得られること、市民福祉の向上に効果が認められること。
発展性	市民活動として継続・発展が見込まれること。
自立性	自立した活動であること。
創造性	他の参考となる新たな視点や発想が盛り込まれていること。
その他	

(8) 経過の報告

受賞団体は、まちづくり協働推進センターでの情報提供や市HPによって、その事業の実績と成果を公表することで、活動PRにもなり、その効果をさらに大きなものとしします。

(9) 制度全体のイメージ

市民活動の実績とその成果を多くの人が認め合うことで、市民活動を実践する人が報われ、やりがいにつながります。そのことで活動が一層活発になり、周囲の市民活動への理解も深まり、新たな会員増加にもつながるとともに、寄附しようとする人も増え、基金もその規模を拡大し、新たな運用の展開が可能となることも期待できます。



6 制度実現のために留意すべきこと

今回提言する支援制度の本旨は、市民活動を新たな公共の担い手としての社会的位置付けを明確にし、市民みんなで認め合い、育てていくことにあります。

なお、「市民活動団体ヒアリング結果（関係資料）」にも記されているとおり、提言する制度によって市民活動団体の全ての課題を解決できるとは限りません。

そのために、まちづくりを担うすべての主体がまちづくり情報を共有することが重要な要素であることを認識し、相互のコミュニケーションを図ることに最も留意しなければなりません。

みんなの知恵と力を合わせ、常に継続した改善を行うことにより、まちづくりの原動力となる市民活動を推進し、みんなが輝くよりよいまちを実現します。

【全体のしくみ】

